

不登校支援メタバース空間構築業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和 7 年 10 月

酒田市

目次

1 目的	1
2 業務の概要	1
(1) 業務名	1
(2) 業務内容	1
(3) 契約方法等	1
(4) 履行期間	1
3 提案上限額	1
4 担当部署（各書類提出先及び問い合わせ先）	1
5 参加資格要件	2
6 参加表明手続	3
(1) 提出書類	3
(2) 提出期限	3
(3) 提出場所	3
(4) 提出方法	3
(5) 参加資格の確認及び結果通知	3
(6) 辞退届の提出	3
7 企画提案書の提出等.....	3
(1) 提出書類.....	3
(2) 提出期限.....	4
(3) 提出場所.....	4
(4) 提出方法.....	4
(5) 企画提案書等提出書類の取扱い.....	4
8 質問書の提出及び回答	5
(1) 受付期間.....	5
(2) 質問の方法	5
(3) 提出方法	5
(4) 提出先	5
(5) 回答方法	5
9 企画提案の審査	5
10 契約に関する基本事項.....	5
11 プロポーザル実施日程.....	6
12 その他	6
(1) 失格事項	6
(2) その他留意事項	6

不登校支援メタバース空間構築業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本業務は、酒田市の小中学校に在籍する児童生徒のうち、学校や相談機関等に通うことが難しい不登校状態の児童生徒に対して、メタバース空間等の仮想空間（バーチャルスペース）における人とのつながりや心の居場所づくりなど、個々の実態に応じた支援の充実を図る。

2 業務の概要

(1) 業務名

不登校支援メタバース空間構築業務委託

(2) 業務内容

別紙「不登校支援メタバース空間構築業務委託公募型プロポーザル仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 契約方法等

公募型プロポーザル方式により事業者を選定し、本市と受注者との間で随意契約により委託契約を締結するものとする。

(4) 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

3 提案上限額

(1) 本業務に要する経費

12,485,000円（消費税及び地方消費税を含む）

- ・当該金額は、企画提案内容の規模を示すためのもので、契約締結の際の予定価格を示すものではない。
- ・当該金額を超えて本業務に要する経費見積書が提出された場合は、失格とする。

(2) 令和8年度から令和9年度のシステム運用に要する経費

2年総額9,295,000円（消費税及び地方消費税を含む）

- ・当該金額は、企画提案内容の規模を示すためのもので、契約締結の際の予定価格を示すものではない。
- ・当該金額を超えて本業務に要する経費見積書が提出された場合は、失格とする。

4 担当部署（各書類提出先及び問合せ先）

酒田市教育委員会学校教育課

所在地 〒998-8540 山形県酒田市本町2丁目2番45号

電話 0234-26-5775

電子メール gakkyo@city.sakata.lg.jp

担当 学事係 小野

5 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、単独企業又は個人事業主若しくは業務を共同連帯して受託するため2以上の者を構成員として結成された共同企業体等のグループ（以下「共同企業体」という。）とし、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

なお、共同企業体については、以下の要件を構成員の全てが満たしていること。

- ① 7・8年度酒田市競争入札（見積）参加者登録簿（測量・建設コンサルタント等、物品・役務・賃貸借）において、企画提案書の提出までに登載されていること。又は、次に掲げる書類を提出し、参加資格を有する者として認められた者であること。
 - ア 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては身分証明書の写し（いずれも発行から3か月以内のもの）
 - イ 印鑑証明書（原本）（発行から3か月以内のもの）
 - ウ 法人にあつては「法人税」及び「消費税及び地方消費税」、個人にあつては「申告所得税」及び「消費税及び地方消費税」の納税証明書その3の写し（最新の事業年度の記載内容であるもの）
 - エ （市内に本社又は委任先がある場合）酒田市市税の納税証明書の写し（最新の事業年度の記載内容であるもの）
 - オ 委任状（本社から支店・営業所等に委任する場合）
 - カ 酒田市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第3号に規定する暴力団員等に該当する者又はこれらと密接な関係を有する者がいないことを誓約する書面（参考様式1）
- ② 公告の日から受託候補者特定の日までのいずれの日においても、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- ③ 公告の日から受託候補者特定の日までのいずれの日においても、酒田市競争入札参加資格者指名停止要綱（平成29年告示580号）に基づく指名停止を受けている者でないこと。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあつては更生手続開始の決定、民事再生法にあつては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- ⑤ ISO27001 情報セキュリティマネジメントシステムの認証を得ていること。

6 参加表明手続

本プロポーザルに参加する意思がある者は、次のとおり関係書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ① 参加表明書兼秘密保持契約書（様式1の1） 1部
- ② 共同企業体結成届出書（様式1の2） 1部（共同企業体である場合）
※共同企業体の構成にあたっての協定書は、選定後の契約時に提出すること。
- ③ ISO27001 の取得を証明する書類の写し 1部

(2) 提出期限

令和7年11月4日（火）17時00分（必着）

※「5 参加資格要件」①イの書類提出に時間を要する場合は、「4 担当部署」に電子メール及び電話により報告し、了解を得た場合は、企画提案書の提出期限までとする。

(3) 提出場所

「4 担当部署」のとおり。

(4) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便）若しくは電子メールによること。

※電子メールで提出する場合は、電話での受信確認を行い、電子メールでの提出後、速やかに関係書類を持参又は書留郵便で提出すること。（提出期限までに電子メールで提出されていれば関係書類の持参又は書留郵便での提出は提出期限を過ぎてもかまわない。）

(5) 参加資格の確認及び結果通知

参加表明書等の提出書類に基づき、参加資格の有無について確認を行い、その結果について、令和7年11月5日（水）までに次に掲げる事項を記載した参加資格確認通知書（様式2）を、電子メールにより通知する。

(6) 辞退届の提出

前号の参加有資格確認通知書において、参加資格があると認めた者のうち、特別な事情等により辞退しなければならない場合は、令和7年11月12日（水）午後5時までに辞退届（任意様式）を持参又は書留郵便により提出すること。

7 企画提案書の提出等

本プロポーザルの参加資格審査及び参加申込書類による一次審査に合格し、企画提案書の提出を要請された者「以下「提案者」という。」は、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出するものとする。

(1) 提出書類

- 1) 様式3「企画提案書」 正本1部、副本7部（正本1部以外はコピー可）
ア 仕様書を踏まえ、以下の項目について記載すること。

- ① メタバース空間の環境構築の内容
- ② 利用者の機能
- ③ 管理者の機能
- ④ サポート及び研修の内容
- ⑤ セキュリティ対策
- ⑥ 実施体制（専門性、実績、人員・設備）

イ 企画提案書は、日本産業規格A4版縦、横書き、左綴じ、両面印刷として、表紙に「不登校支援メタバース構築業務委託企画提案書」と標記し、余白に会社名を表示すること。なお、文字サイズは10ポイント以上とすること。

ウ 企画提案書の枚数は、表紙を除き30ページ以内とする。

エ 提案者は、1つの提案しか行うことができない。

2) 価格提案書（見積書） 正本1部

見積の総額及び内訳について、作成すること。（任意様式）

（2）提出期限

令和7年11月19日（水）17時（必着）

（3）提出場所

「4 担当部署」のとおり。

（4）提出方法

持参又は郵送（書留郵便）によること。

（5）企画提案書等提出書類の取扱い

- ① 企画提案は、1者又は1共同企業体につき1案のみとする。
- ② 企画提案書等の作成・提出、ヒアリング実施のための経費等、本企画提案に係る一切の費用は、企画提案者の負担とする。
- ③ 企画提案者は、企画提案書の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとする。
- ④ 原則として、企画提案書等提出後の書類の差替え及び再提出は認めない。ただし、本市の判断により、記載内容の確認、資料の補正等を求めることがある。
- ⑤ 提出された企画提案書等は、酒田市情報公開条例（平成17年条例第19号）第5条第1項に基づく公文書の公開請求があった場合は、同条例第7条に規定する非公開情報を除き、開示するものとする。
- ⑥ 提出された企画提案書等は、返却しない。
- ⑦ 企画提案書等の著作権は企画提案者に帰属するものとする。
- ⑧ 提出された企画提案書等は、プロポーザル方式による受託候補者の特定のために使用し、また複製等を行うことができるものとする。
- ⑨ 企画提案書等の内容は、契約を構成する文書の一部とし、事業者選定後に締結する契約に反映する。万が一、提案の不履行及び不足等が生じた場合、酒田市は、選定事

業者に対して、相応の賠償を請求するものとする。

8 質問書の提出及び回答

本プロポーザルに関する質問は、次のとおり受付し、回答する。

(1) 受付期間

令和7年10月3日（金）から令和7年11月6日（木）午後5時まで

(2) 質問の方法

質問書（様式4）により質問すること。

(3) 提出方法

電子メールにより提出すること。なお、件名は「不登校支援メタバース空間構築業務委託 質問書（業者名）」と記載し、メール送信後は電話にてメール受信確認をすること。

(4) 提出先

「4 担当部署」のとおり。

(5) 回答方法

令和7年11月10日（月）までの間、回答書（様式5）により、市ホームページに掲載する。

9 企画提案の審査

別紙「プロポーザル審査要領」のとおり。

10 契約に関する基本事項

- ① 本件プロポーザルは、受託候補者の選定を目的に実施するものであり、成果品を求めるものではない。契約後の業務については、提案内容を踏まえ、市と受託者で協議して実施するものとする。
- ② 最優秀提案事業者に選定された者は、本市との協議が整い次第、予定価格の範囲内において「2 業務の内容（4）履行期間」に規定する業務ごとに随意契約で委託契約を締結するものとする。
なお、委託契約の条件・仕様等は、契約段階において修正を行うことがある。
- ③ 最優秀提案事業者と契約締結に至らなかった場合において、次点者が受託候補者として妥当と認められる場合にのみ、当該次点者と協議を行う。
- ④ 契約手続き及び契約書は、酒田市契約規則（平成17年規則第58号）その他の市の契約に関する規定に定めるところによる。
- ⑤ 契約の締結後において、受託者（共同企業体の構成員及び業務補助者を含む。）に本件プロポーザルにおける失格事項に該当することが判明した場合は、当該契約を解除するものとする。

11 プロポーザル実施日程

項番	内 容	期 日
1	プロポーザル実施公告	令和7年10月3日（金）
2	参加表明書兼秘密保持誓約書等の提出期限	令和7年11月4日（火）午後5時まで
3	参加資格確認結果の通知	令和7年11月5日（水）まで ※参加資格確認次第随時通知する
4	質問書の提出期間	令和7年11月6日（木）午後5時まで
5	質問書に対する回答	令和7年11月10日（月）
6	辞退届の提出期限	令和7年11月12日（水）午後5時まで
7	企画提案書の提出期限	令和7年11月19日（水）午後5時まで
8	提案内容プレゼンテーション	令和7年11月28日（金） ※予定
9	審査結果通知	令和7年12月1日（月） ※予定

※このスケジュールは変更する場合がある。

12 その他

（1）失格事項

本件プロポーザルにおける失格事項は以下のとおりとする。

- ① 企画提案書の提出方法、提出先又は提出期限に適合しないもの。
- ② 指定した企画提案書の様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- ③ 企画提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ④ 虚偽の内容が記載されているもの。
- ⑤ 本実施要領の公表から審査結果公表が完了するまでの間において、審査委員会委員に接触するなど、審査の公平性を害する行為があったもの。
- ⑥ 提案プレゼンテーション及びヒアリングに参加しなかったもの。
- ⑦ 見積額が「3 提案上限額」を超えているもの

（2）その他留意事項

- ①当該事業の実施に当たって使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- ②電子媒体での提出を求める様式に関しては、原則として、Microsoft Word、Excel、PowerPoint、PDF で読み込み可能なファイル形式で作成すること。
- ③失格事項の④に該当する場合には、虚偽の記載をしたものに対して指名停止の措置を行うことがある。
- ④やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは中止することがある。この場合において、本プロポーザルに要した経費を市に請

求することはできない。